

稲城市住所整理基本方針

平成31年4月1日

稲城市

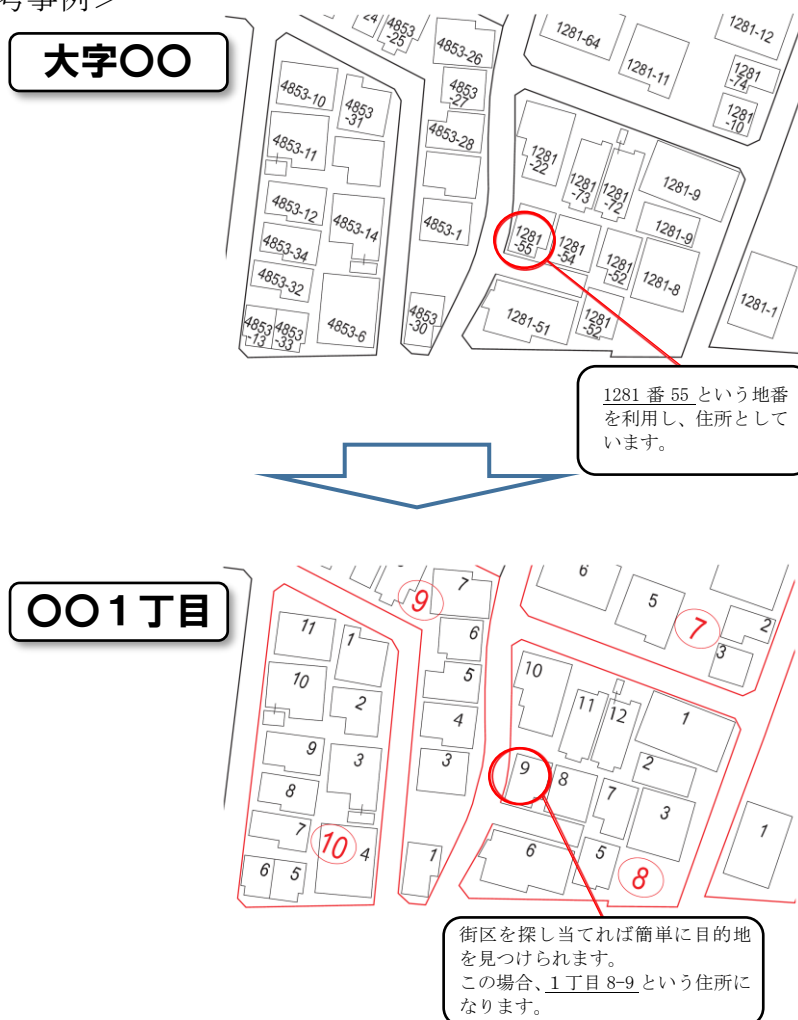
1 はじめに

現在、稲城市の住所及び所在地は、土地の番号である地番を使用して表示しています。地番は本来、人の居住場所を知るために設けられたものでなく、主に徴税を目的として明治時代に土地に付けられた番号です。そのため、土地の分合筆や道路整備などが行われるたびに付番の規則性が失われ、番号が順番に並んでいない、飛んでいる、同じ番号に多くの家が建っている等、大変分かりにくい状況になっています。

住所整理事業は、合理的かつ整然とした住所及び所在地の表示に改めることで、市民生活の利便性や安全性、企業活動及び各種行政事務の遂行の改善・向上を目的としています。

この稲城市住所整理基本方針は、住所整理事業を進める上で必要な町区域の設定や町名に関する事項及び事業の進め方等について、稲城市の方針を示すものです。

<住所整理の参考事例>



2 稲城市の現状

稲城市の歴史は明治時代に遡ります。明治 22 年に矢野口村、東長沼村、大丸村、百村、坂浜村、平尾村の六か村が合併し、稲城村が誕生しました。その後、昭和 24 年に押立地区が編入され、人口の増加と共に昭和 32 年に稲城町に、昭和 46 年に稲城市となりました。多摩ニュータウン事業の進捗と共に向陽台地区、長峰地区及び若葉台地区が誕生し、これまでの 7 地区と合わせて現在は 10 地区で構成されています。

住所の整理に関しては、多摩ニュータウン地区の街開きに合わせ昭和 62 年に向陽台地区、平成 6 年に長峰地区、平成 10 年に若葉台地区にそれぞれ町界町名地番整理を実施しています。また、既成市街地では平成 2 年と平成 5 年に、平尾地区の一部に町界町名地番整理を実施しています。

地区一覧

平成 30 年 4 月 1 日 現在

大字名	町名	小字数	面積 (<small>ha</small>)	備 考
矢野口		17 字	256.6	
東長沼		17 字	193.4	
大丸		27 字	318.8	
百村		16 字	130.0	
坂浜		39 字	372.5	
	平尾一丁目		38.7	平 2.7.1 町界町名地番変更(一～三丁目新設)
	平尾二丁目		39.5	平 5.11.15 町界町名地番変更(二丁目の一部)
	平尾三丁目		34.4	平 31.3.2 町界町名地番変更(四丁目新設)
	平尾四丁目		37.6	
	平尾小計		150.2	
押立		6 字	82.9	
	向陽台一丁目		6.7	昭 62.7.1 町区域新設
	向陽台二丁目		7.9	
	向陽台三丁目		15.9	
	向陽台四丁目		30.9	
	向陽台五丁目		7.4	
	向陽台六丁目		25.2	
	向陽台小計		94.0	
	長峰一丁目		22.0	平 6.10.1 町区域新設
	長峰二丁目		16.4	
	長峰三丁目		28.4	
	長峰小計		66.8	
	若葉台一丁目		49.1	平 10.10.1 町区域新設
	若葉台二丁目		25.3	
	若葉台三丁目		28.0	
	若葉台四丁目		29.4	
	若葉台小計		131.8	
	合計		1,797.0	

3 用語の意義

本方針に定める用語の意義は次のとおりとします。

大字（おおあざ）

現行の矢野口、東長沼など、住所整理されていない区域をいいます。

小字（こあざ）

字十号など、大字内で、更に分けられた区域をいいます。

大字界（おおあざかい）

大字の境界をいいます。

小字界（こあざかい）

小字の境界をいいます。

町区域（まちくいき）

現行の大字を見直し、新しく設定する区域をいいます。

町名（ちょうめい）

町区域の設定により、新しく定める区域の名称をいいます。

町界（ちょうかい）

大字界、小字界及び町区域の境界をいいます。

街区（がいく）

道路や水路等の恒久物により区画された区域等をいいます。

住居表示（じゅうきょひょうじ）

住居表示に関する法律に基づく住所・所在地の表示方法をいいます。

地番（ちばん）

不動産登記法により土地に付けられた番号をいいます。

実施地区（じっしちく）

住所整理を実施する区域を含む大字をいいます。

地区市民（ちくしみん）

実施地区内に居住している個人、所在地のある法人並びに土地又は建物を所有する個人及び法人をいいます。

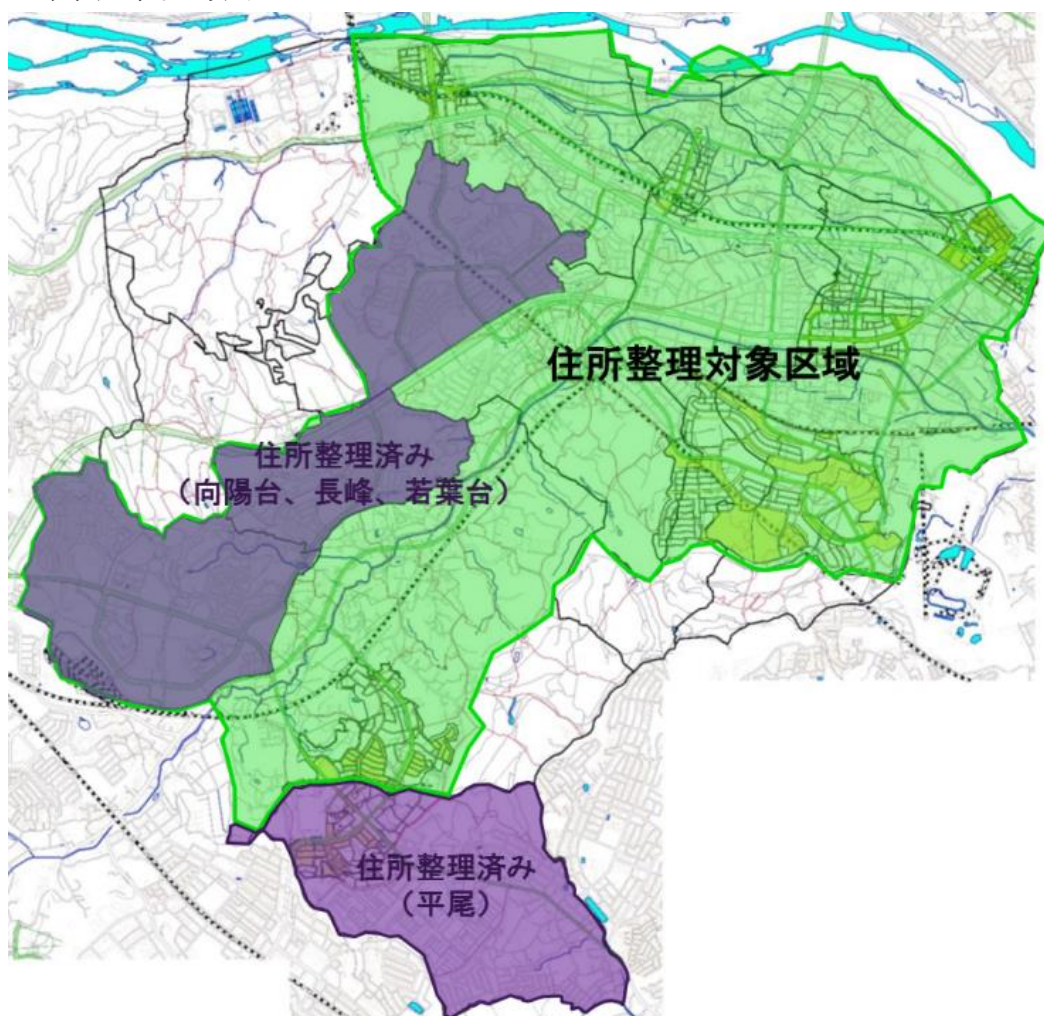
4 基本方針

(1) 住所整理の対象区域

ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区（平尾、向陽台、長峰、若葉台）を除いた市内全域を対象とします。

※ 町区域の設定のため、必要がある場合は対象外の区域の一部も含める場合があります。

<対象区域参考図>



(2) 町区域の設定

現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。

① 町名の設定

なるべく現行の大字の名称を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたもの
とします。

※ 町区域の設定の過程や地域の実情に応じて、新町名を設定した方が合理的である
場合、あるいは地区市民の理解が得やすい場合は、新町名の設定を可能とします。
この場合、従来の町の名称に準拠したものや、地域の歴史、伝統、文化等を考慮
した由緒ある名称とします。

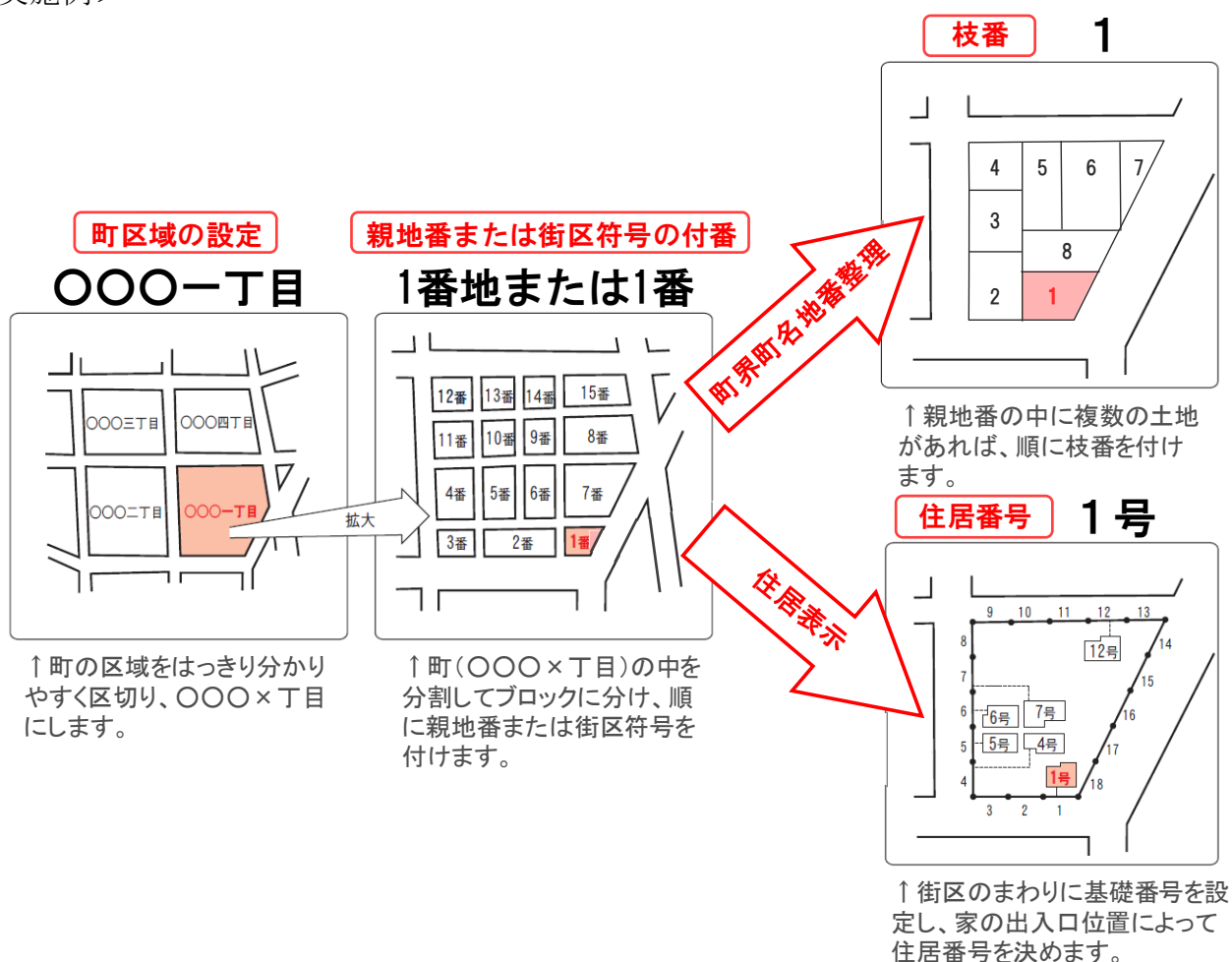
② 町界の設定

原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。
ただし、地区市民の意向により、従来の町界を使用する場合があります。

(3) 住所整理の手法

土地区画整理事業区域（完了地区を含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。

<実施例>



(4) 実施地区の決定方法

土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。

その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。

(5) 実施地区での進め方

実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。

※ 地区市民検討会の委員は、実施地区ごとに定めます。

(6) 住民や事業者等の協力

住所整理は、市民生活はもとより地域活動や企業活動にも直接影響があるため、次の項目を始めとして、住民や事業者等の協力をお願いします。

- ① 地区市民検討会への参加に関すること。
- ② 個々の住所変更手続きに関すること。
- ③ 自治会等を通しての住民への情報提供や意見収集に関すること。
- ④ 街区表示板や住居番号表示板の設置に関すること。

検討経過

回数	協議会	年月日	議題
1	第1回全体会	平成29年 8月21日(月)	●稲城市住所整理市民協議会について ●住所整理について
2	第2回全体会	平成29年 11月16日(木)	●市内の住所の状況 ●住所整理の手法について ●基本方針の検討について
3	第1回地域部会	平成30年 1月24日(水)	●基本方針について ・町区域の見直し ・住所整理の手法
4	第2回地域部会	平成30年 3月29日(木)	●基本方針について ・住所整理の手法 ・実施候補地区の決定方法 ・実施候補地区での検討 ・住民や事業者等の協力 ・住所整理の対象区域
5	第1回事業者部会	平成30年 4月19日(木)	●基本方針について ・原案の内容確認
6	第3回全体会	平成30年 6月25日(月)	●基本方針(暫定案) ●意見公募について
7	第4回全体会	平成30年 11月6日(火)	●意見公募の結果 ●基本方針の最終案策定

稲城市住所整理市民協議会名簿

氏名	所属	選出区分	部会
笹久保 弘 城所 正男	矢野口自治会	1号委員	地域部会
川島 幹雄	東長沼自治会		
斉藤 正人	大丸自治会		
松浦 昇	百村自治会		
榎本 勝美	坂浜自治会		
馬場 栄次 横山 眞治	平尾自治会		
木村 重樹	押立自治会		
牛尾 陽一	向陽台地区連合会		
堀田 耕一郎	長峰連合会		
東野 勇	若葉台地区自治会連絡会		
高山 孝夫	警視庁多摩中央警察署	2号委員	事業者部会
高橋 純	稲城消防署		
鈴木 恵子	稲城市民生児童委員協議会	3号委員	
宮嶋 勝康	稲城市青少年委員会		
鈴木 健志	稲城市商工会	4号委員	
市村 聖司	東京南農業協同組合 稲城支店		
佐藤 博志	日本郵便株式会社 多摩郵便局		
渡辺 洋司	佐川急便株式会社 稲城営業所		
渡辺 文広	八幸自動車株式会社		
藤田 英治 須沢 健二	株式会社ゼンリン 立川営業所		
内田 忠雄	株式会社内田設計測量事務所		
高橋 一朗	一般公募	5号委員	地域部会
村山 壯雄	一般公募		
小谷田 政夫	稲城市教育委員会教育部生涯学習課	6号委員	

※2名記載は委員が途中交代した所属。

稲城市住所整理市民協議会設置要綱

(設置)

第1条 稲城市における住所整理について検討するため、稲城市住所整理市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を基に稲城市住所整理基本方針の素案を取りまとめる。

- (1) 稲城市における住所の現況と課題の整理
- (2) 町（大字）区域の見直し方針
- (3) 町名変更に関する方針
- (4) 住所整理実施区域の決定方法に関する方針
- (5) 決定した住所整理実施区域での住所整理完了までの進め方に関する方針
- (6) 協議会で検討した事項の地域住民への情報提供及び意見等の収集
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他住所整理に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各大字の自治会その他の団体（複数の自治会等が存する大字については、各地域の連合会等）からの推薦者
- (2) 市内を所轄する官公署からの推薦者
- (3) 地域活動団体からの推薦者
- (4) 市内の企業その他の団体からの推薦者
- (5) 一般公募 2名以内
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会に必要と認められる者

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から（仮称）稲城市住所整理基本方針の素案の完成までの期間とする。

4 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、検討内容の進捗に応じ協議会の同意を得て、新たに委嘱し又は解嘱することができる。

(事務局等)

第4条 協議会の庶務処理をするため、事務局を都市建設部都市計画課に置く。

(会議)

第5条 会議は、都市建設部都市計画課長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、都市建設部長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。